

高鍋町空き家バンクリフォーム等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高鍋町空き家バンク事業実施要綱（令和3年高鍋町訓令第35号。以下「実施要綱」という。）に基づく空き家バンクへの物件登録を推進し、本町への移住・定住の促進及び、地域の活性化を図るため、空き家のリフォーム等に要する費用の一部について、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関して、補助金等の交付に関する規則（昭和47年高鍋町規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 登録空き家 実施要綱第4条第2項の規定により空き家バンクに登録された空き家（店舗及び事務所を除く。）をいう。
- (2) 物件登録者 実施要綱第4条第5項の規定により空き家バンク登録の決定を受けた者（個人に限る。）をいう。
- (3) 利用登録者 実施要綱第8条の規定により空き家バンク利用者台帳に登録された者（個人に限る。）をいう。
- (4) リフォーム等 リフォーム及び家財道具撤去等を行い、既存住宅の機能又は性能を維持又は向上させるために行うものをいう。
- (5) 町内施工業者 町内に本店又は営業所を有する法人若しくは町内に主たる事業所を有する個人事業主で建築工事関連業務を営む者をいう。
- (6) 町外施工業者 前号以外の建築工事関連業務を営む者をいう。
- (7) 町税 町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。

(交付対象空き家)

第3条 当該補助金の対象となる空き家は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) リフォーム事業 次のいずれかに該当する空き家
 - ア 実施要綱に基づき利用登録者に売買又は賃貸を行うこととなった登録空き家
 - イ 登録空き家であったもので、当該空き家の売買又は賃貸借契約の締結により当該空き家登録が抹消されたもののうち、当該売買又は賃貸借契約の締結の日から2年を経過していないもの
- (2) 家財道具撤去等事業 登録空き家

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、次条に掲げる補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施しようとする物件登録者又は利用登録者（3年以上居住予定のものに限る。）のうち、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 町税を滞納している者（同一世帯員が町税を滞納している場合も含む。）
- (2) 暴力団（高鍋町暴力団排除条例（平成23年高鍋町条例第8号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (3) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）
- (4) 暴力団関係者（条例第2条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）

(5) その他町長が補助金の交付の対象者として不適当と認めた者
(補助対象事業)

第5条 当該補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、リフォーム事業及び家財道具撤去等事業とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合には、補助金を交付しない。

- (1) 補助対象空き家が過去に当該補助金の交付を受けている場合。ただし、補助対象事業が異なる場合はこの限りではない。
- (2) 同一事業において、物件登録者及び利用登録者の両方から交付申請がされた場合。ただし、いずれか一方が交付申請を取り下げた場合はこの限りではない。
- (3) 物件登録者及び同一世帯員のいずれかの者と利用登録者及び同一世帯員のいずれかの者が3親等以内の親族である場合
- (4) 当該補助金の対象となる空き家が建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）及びその他関係法令に違反している又は違反する恐れがある場合
- (5) 補助対象事業が国、県又は町が実施している他の補助金等の対象となっている場合
(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、次に掲げる経費とする。ただし、交付決定日以降に契約し（リフォーム事業に係る工事請負契約を除く。）、かつ、事業実施期間内に支払いが完了する経費を対象とする。

- (1) リフォーム事業 補助対象空き家を改修するための工事費用（利用登録者が自ら実施する改修（以下「DIY」という。）も含む。）で、費用が200,000円以上の事業に限る。ただし、併用住宅における住居以外の用途に係る費用や、DIYにおける本人及び講師等に係る人件費は除く。
- (2) 家財道具撤去等事業 登録空き家にある家財道具等の処分費用、運搬費用及び登録空き家の屋内外の清掃費用で、費用が50,000円以上の事業に限る。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次の各号に定める額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 町内施工業者によるリフォーム事業に係る補助金の額は、当該事業に要する費用に100分の50を乗じた額とする。ただし、当該額が1,000,000円を超えるときは、1,000,000円を上限とする。
- (2) 町外施工業者によるリフォーム事業に係る補助金の額は、当該事業に要する費用に100分の50を乗じた額とする。ただし、当該額が400,000円を超えるときは、400,000円を上限とする。
- (3) DIYによるリフォーム事業に係る補助金の額は、当該事業に要する費用に100分の50を乗じた額とする。ただし、当該額が1,000,000円を超えるときは、1,000,000円を上限とする。
- (4) 町内施工業者とDIYの併用によるリフォーム事業に係る補助金の額は、当該事業に要する費用の合計に100分の50を乗じた額とする。ただし、当該額が1,000,000円を超えるときは、1,000,000円を上限とする。
- (5) 町外施工業者とDIYの併用によるリフォーム事業に係る補助金の額は、当該事業に要

する費用の合計に100分の50を乗じた額とする。ただし、当該額が800,000円を超えるときは、800,000円を上限とする。

- (6) 家財道具撤去等事業に係る補助金の額は、当該事業に要する費用に100分の50を乗じた額とする。ただし、当該額が200,000円を超えるときは、200,000円を上限とする。

(補助金の申請に必要な書類)

第8条 規則第3条第4号に規定するその他町長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) リフォーム事業（補助対象者が物件登録者の場合）
- ア 空き家バンクリフォーム等申請書（様式第1号）
 - イ 誓約書（様式第2号）
 - ウ 売買契約書又は賃貸契約書の写し
 - エ 工事請負契約書又は見積書の写し
 - オ リフォームする登録空き家の位置図及び平面図（改修予定箇所及び内容が明記されたもの）
 - カ リフォームに着手する前の写真
 - キ 申請者及び同一世帯員の納税証明書
 - ク その他町長が必要と認めるもの
- (2) リフォーム事業（補助対象者が利用登録者の場合）
- ア 空き家バンクリフォーム等申請書（様式第1号）
 - イ 誓約書（様式第2号）
 - ウ 同意書（様式第3号）（利用登録者が登録空き家を借りている場合に限る。）
 - エ 売買契約書又は賃貸契約書の写し
 - オ 工事請負契約書又は見積書の写し（DIYの場合は、カタログ等の金額が明記されたものの写し）
 - カ リフォームする登録空き家の位置図及び平面図（改修予定箇所及び内容が明記されたもの）
 - キ リフォームに着手する前の写真
 - ク 申請者及び同一世帯員の納税証明書（転入者の場合は、前住地の納税証明書）
 - ケ その他町長が必要と認めるもの
- (3) 家財道具撤去等事業（補助対象者が物件登録者の場合）
- ア 空き家バンクリフォーム等申請書（様式第1号）
 - イ 誓約書（様式第2号）
 - ウ 家財道具撤去等費用の見積書の写し
 - エ 家財道具撤去等に着手する前の写真
 - オ 申請者及び同一世帯員の納税証明書
 - カ その他町長が必要と認めるもの
- (4) 家財道具撤去等事業（補助対象者が利用登録者の場合）
- ア 空き家バンクリフォーム等申請書（様式第1号）
 - イ 誓約書（様式第2号）

- ウ 同意書（様式第3号）（利用登録者が登録空き家を借りている場合に限る。）
- エ 売買契約書又は賃貸契約書の写し
- オ 家財道具撤去等費用の見積書の写し
- カ 家財道具撤去等に着手する前の写真
- キ 申請者及び同一世帯員の納税証明書（転入者の場合は、前住地の納税証明書）
- ク その他町長が必要と認めるもの

（事業の実施期間）

第9条 本事業の実施期間は、補助金の交付を受けた日の属する年度の末日までとする。

（実績報告の期間）

第10条 規則第13条第1項の規定による実績報告は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内又は補助対象事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに行なければならない。

（実績報告に必要な書類）

第11条 規則第13条第1項に規定するその他町長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 空き家バンクリフォーム等実績書（様式第4号）
- (2) 建築確認検査済証の写し（建築確認が必要な建築行為の場合に限る。）
- (3) 支出証拠書類、領収証等の写し
- (4) 事業完了後の写真
- (5) その他町長が必要と認めるもの

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

空き家バンクリフォーム等申請書

年 月 日

高鍋町長 殿

住 所

氏 名

連絡先（電話番号）

申 請 者 種 別	1 物件登録者 2 利用登録者（3年以上居住予定のものに限る。）	
事 業 名	1 リフォーム事業 2 リフォーム事業（DIY） 3 家財道具撤去等事業	
空 家 バ ン ク 受 付 番 号	第 号	
空 家 の 所 在 地	高鍋町	
リ フ ォ ー ム 事 業	リ フ ォ ー ム 予 定 箇 所	
	リ フ ォ ー ム 施 工 予 定 業 者 (DIY を 除 く)	名 称 所在地
	着 工 予 定 日	年 月 日
	工 事 完 了 予 定 日	年 月 日
	工 事 等 見 積 額	円
家 財 道 具 撤 去 等 事 業	撤 去 等 内 容	
	撤 去 等 依 頼 予 定 先 (業 者 に 依 頼 す る 場 合 に 限 る。)	①名 称 所在地
		②名 称 所在地
	撤 去 等 完 了 予 定 日	年 月 日
	撤 去 等 見 積 額	円

誓約書

年 月 日

高鍋町長 殿

住 所

氏 名

連絡先（電話番号）

私は、高鍋町空き家バンクリフォーム等補助金の申請にあたり、次の事項には該当しないことを誓約します。

また、私が空き家バンクの利用登録者である場合、私及び世帯全員が本補助金の確定通知を受けた日から3年間は高鍋町から転出しないことを誓約します。

- 1 町税を滞納している（同一世帯員が町税を滞納している場合も含む。）。
- 2 暴力団（高鍋町暴力団排除条例（平成23年高鍋町条例第8号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）である。
- 3 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）である。
- 4 暴力団関係者（条例第2号第3号に規定する暴力団関係者をいう。）である。
- 5 補助対象空き家が過去に当該補助金の交付を受けている（補助対象事業が異なる場合を除く。）。
- 6 同一事業において、物件登録者及び利用登録者の両方から交付申請がされている（いずれか一方が交付申請を取り下げた場合を除く。）。
- 7 物件登録者及び同一世帯員のいずれかの者と利用登録者及び同一世帯員のいずれかの者が3親等以内の親族である。
- 8 補助対象事業が国、県又は町が実施している他の補助金等の対象となっている。

同意書

年 月 日

高鍋町長 殿

（空き家所有者）

住 所

氏 名

印

連絡先（電話番号）

高鍋町空き家バンクリフォーム等補助金の申請及び交付に関して、下記のとおり同意します。

記

高鍋町空き家バンク事業実施要綱に基づき高鍋町空き家バンクに登録した私が所有する空き家について、（借主） 氏との賃貸契約が成立したので、当該借主が申請する高鍋町空き家バンクリフォーム等補助金交付要綱に定めるリフォーム事業及び家財道具撤去等事業の実施について同意します。また、賃貸契約終了後も現状回復を求めることはありません。

様式第4号（第11条関係）

空き家バンクリフォーム等実績書

年 月 日

高鍋町長 殿

住 所

氏 名

連絡先（電話番号）

補助金交付決定番号		高鍋町指令第 号
事業名		1 リフォーム事業 2 リフォーム事業（DIY） 3 家財道具撤去等事業
空き家バンク 受付番号		第 号
空き家の所在地		高鍋町
リフォーム 工事 事業	リフォーム 箇所	
	リフォーム 施工業者 （DIYを除く）	名称 所在地
	着工日	年 月 日
	工事完了日	年 月 日
	工事等金額	円
家財道具 撤去等 事業	撤去等 内容	
	撤去等 依頼先 （業者に依頼した 場合に限る。）	①名称 所在地
		②名称 所在地
	撤去等 完了日	年 月 日
撤去等 金額	円	